

4-7 適正な地位の確立

社会環境の変化や国際的な動向、社会の要請に対してスピーディーに対応できる技術力を有してこそ、建設コンサルタントが認知され、社会において適正な地位が確立される。

協会では、社会資本整備をリードする自律した建設コンサルタントを目指し、産業、企業を支える3つの基盤（倫理基盤、品質基盤、経営基盤）と4本の柱（多様な事業ニーズへの取組み、技術競争市場の充実と技術開発、技術者を活かす組織力の充実、企業の特質を活かした自律した経営の実践）の理念から、技術力の維持・向上のための取組みとして、多様な技術分野の専門委員会を設置し、先端技術動向の確認・開発、従来技術の高度化などについて議論・検討しているほか、技術セミナーを開催し協会全体の技術力向上に取り組んでいる。また、国民に広く建設コンサルタントの業務と役割が認知されるように、地位の確立に向けて、建設コンサルタントの法制度の制定に向けた議論・検討を進めている。

4-7-1 建設コンサルタントの技術力向上

建設コンサルタントの技術力向上のために、協会では RCCM 資格の更新、継続教育・CPD 制度の運用、技術セミナー、品質セミナー、業務研究発表会の開催、会員企業では ISO 認証取得、企業内研修や外部研修への積極的な参画を促進している。協会の具体的な活動は第5章に示す。

なお、会員企業の90%以上がISO認証を取得しており、企業活動全体のマネジメント力の向上を図っている。

4-7-2 望ましい契約の在り方

（1）民法改正の概要

民法が約120年ぶりに改正され、令和2年（2020年）4月に施行された。改正が必要となった背景として、「社会・経済の変化への対応」の観点と「国民一般にわかりやすい民法」とする観点の2点が挙げられる（図4-7-1）。

建設コンサルタントに関連する事項としては、「瑕疵」という用語の「契約不適合」への変更、損害賠償の過失責任化、契約不適合責任の効果の追加、契約解除要件の変更、契約不適合責任期間の変更などである。

明治29年（1896年）現行民法制定

民法が制定後、債権関係の規定（契約等）について約120年間殆ど改正なし。

社会・経済は大きく変化（取引の複雑高度化、高齢化、情報社会の進展等）

多数の判例や解釈論が実務に定着（基本的ルールが見えない状況）

平成21年10月 法制審議会への諮問（第88号）

- 民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

「社会・経済の変化への対応」
の観点からの改正

「国民一般にわかりやすい民法」
とする観点からの改正

出典：法務省、民法（債権関係）の見直し～「民法の一部を改正する法律」の概要～改正の概要より

<http://www.moj.go.jp/content/001242837.pdf>

図4-7-1 民法改正の概要

(2) 標準約款の改正経緯

「公共土木設計業務等標準委託契約約款」（以下「標準約款」という。）は、平成7年（1995年）に策定され、現在に至るまで建設コンサルタントが業務を実施する上で最も基本的なものと位置付けられている。その後、建設コンサルタント等を取り巻く環境が変化したことを受けて平成23年（2011年）に一度改正され、さらに令和2年（2020年）の改正民法施行に伴い、「標準約款」も再度改正された。標準約款の策定、改正経緯を図4-7-2に示す。

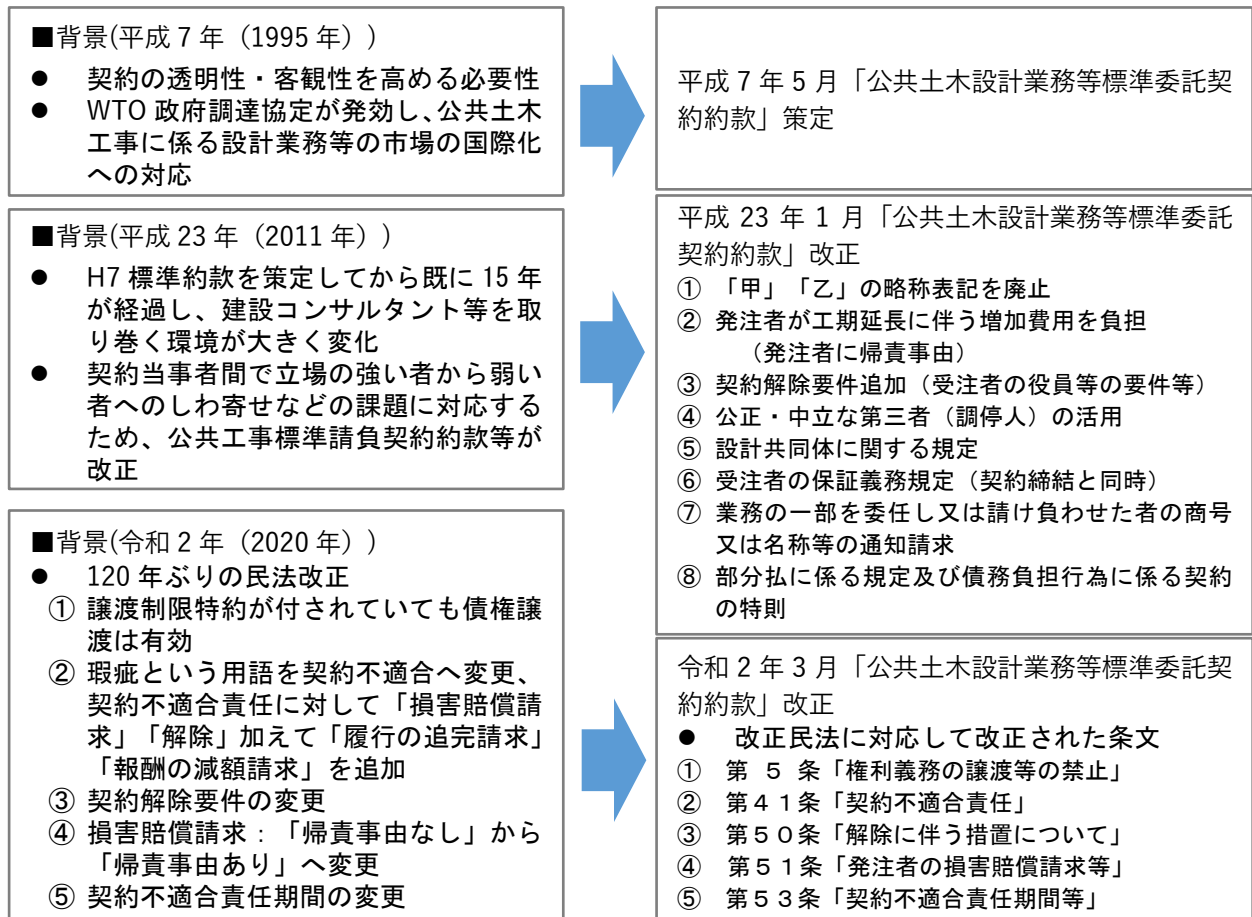


図4-7-2 標準約款の策定、改正経緯への対応

(3) 民法改正に伴う標準約款の改正の要点

令和2年（2020年）の民法改正に伴い、建設コンサルタントに関連する事項として、以下が挙げられる。

1) 契約不適合責任

a) 用語の変更：「瑕疵担保責任」→「契約不適合責任」

「瑕疵」という用語が廃止され「契約不適合」という用語に変更された。契約不適合とは、条文中で「目的物が契約の内容に適合しない場合」と規定されているが、契約不適合がある場合に受注者は担保責任を負うと規定された(改正民法559条・562条・636条)。この変更は、標準約款第41条、第53条に反映されている。文言が「瑕疵」から「契約不適合」に変更されたことにより、いわゆる瑕疵の範囲が広がるわけではないが、「契約の内容に適合しているかどうか」

で判断されることが明確となったため、今後、契約の内容がより重要になると言える。

b) 履行の追完請求

契約不適合のうち追完請求は、発注者が受注者に対して、従来の「瑕疵修補請求」の代わりに「履行の追完請求」ができることとされ、修補以外の手段(代わりの物を引き渡す等)も可能となった(改正民法559条・562条・636条)。この変更は標準約款第41条に反映されている。

c) 従来の「帰責事由なし」から「帰責事由あり」へ変更

契約不適合責任には、損害賠償請求、追完請求、代金減額請求、契約解除がある。損害賠償については、従来、債務者(受注者)に帰責事由がないときも責任を負うものとされていたが、契約など債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者(受注者)に帰責事由がないときは、損害賠償責任を負わないとされた(改正民法415条)。この変更は、標準約款第51条4項に反映されている。

d) 報酬の減額請求

契約不適合のうち報酬減額請求は、改正民法において従来の3つの手段(損害賠償請求、履行の追完請求、契約の解除)に新たに加えられ、発注者の責任追及の手段が増えることになった(改正民法559条・563条・636条)。この変更は、標準約款第41条3項に反映されている。

e) 契約不適合責任期間

発注者が責任追及できる期間について、従来は「引渡し時」から1年以内に「請求(瑕疵の修補、損害賠償、契約解除)」をしなければならないとされていた。改正民法では、契約不適合があることを「知ってから」1年以内に変更され(発注者の主観を起算点とする)、また「請求」しなくても「不適合の事実を通知」すれば足りるとされた(改正民法637条1項)。この変更に対し、標準約款第53条では、改正民法を修正した形として、従来どおり「引渡し時」を起算点とするように規定されている。

2) 「成果報酬型」の委任契約の規定の新設

委任契約には、①一定期間の事務処理の労務の対価として報酬が支払われる類型(いわゆる履行割合型委任)と②委任の成果に対する対価として報酬が支払われる類型(いわゆる成果報酬型委任)がある。

改正民法では、この成果報酬型委任の報酬に関して、規定が新設された(648条の2)。報酬の支払いは、成果の引渡し時(引渡しが必要な場合は委任事務の履行後)に支払われるものとされている(648条の2第1項、648条2項)。また、委任の成果が得られる前に契約が終了した場合の受任者の報酬について、請負の規定(634条)が準用されることとされた(648条の2第2項)。すなわち、委任者の帰責事由なしに成果を得られなくなった場合、または成果が得られる前に契約が解除された場合に、既履行部分について委任者が利益を受けるときは、既履行部分を得られた成果とみなし、受任者は委任者の利益の割合に応じた報酬を請求できる。

標準約款において、このような「成果報酬型」委任契約の考え方は反映されていないため、今後、さらなる検討・改善が必要である。

(4) 標準約款に関する取組みと課題

1) 標準約款の改正内容の周知

標準約款改正内容への理解を深めるために、協会ホームページに下記資料を掲載している。

- ・民法改正に伴う公共土木設計等標準委託契約約款改正の要点と今後の検討課題,令和2年9月

<https://jccahon.directcloud.jp/sharedbox/MXsyVUp6U090?preview=20201008052401631297>

- ・公共土木設計等標準委託契約約款に関するFAQ,令和3年9月

<http://www.jcca.or.jp/member/information/alt/hyoujunyakkan/210921/index.html>

2) 標準約款の課題

標準約款では、「請負」と「委任（準委任）」の二つの考え方が存在している。「請負」は民法第632条に、「委任」は民法第643条に、それぞれ示されている民法上の契約方式である。弁護士を代理人として契約締結を委託するような法律行為に関する委託は「委任」というが、建設コンサルタントが行う委託契約は、法律行為でない事務の委託であるため「準委任」という。

「請負」は、仕事を完成させることを約束し、その結果に対して報酬を与えることを約束する契約であり、請負人には当該仕事を完成させる責任がある。一方「準委任」は、発注者が受注者との間の信頼関係に基づいて委託し、受注者がこれを承諾することにより成立する契約であり、一定の行為を行うプロセスそのものに対する責任がある。

このため、民法上の「請負」契約であれば、原則として発注者の承諾なく再委託することは可能であるが、「準委任」契約は発注者と受注者との間の信頼関係に基づくものであることから、原則として再委託には発注者の承諾が必要といえる。この点、標準約款は、「請負」「準委任」の考え方が混在した約款になっていることから、問題を複雑化している。

準委任契約と請負契約の比較を表4-7-1に示す。

表 4-7-1 準委任契約と請負契約の比較

項 目	準委任契約	請負契約	標準約款での位置付け
発注者が受注者に委託する主題	(法律行為以外の)委任事務の処理 (民法第643条)	仕事の完成 (民法第632条)	
受注者の義務	善管注意義務に従った委任事務の処理 (民法第644条)	仕事の完成 (民法第632条)	請負契約
受注者の責任	善管注意義務 (民法第644条)	契約不適合責任(損害賠償の範囲は履行利益まで[信頼利益も含む]) (民法第559条、第562～564条、第636条、第637条)	請負契約
再委託	発注者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、再委託できない (民法第104条、第644条の2第1項)	可能 (民法上規定なし[＝自由に可能])	準委任契約

(5) 損害賠償責任に関する問題点と考え方

標準約款を民法上の「請負」「準委任」のいずれの考えをとったとしても、設計ミス等が生じた場合に「建設コンサルタントの責任範囲が不明確」「賠償責任範囲が無限に拡大するリスクを背負っている」などの課題があり、現状では契約不適合責任における損害賠償額は無制限である。

協会では、建設コンサルタントの損害賠償責任の在り方を検討し、各企業が契約当事者として公正な契約を締結でき、標準約款のさらなる改正などを発注機関へ提案することが必要なことから、令和元年（2019年）12月に『損害賠償責任検討WG』を設置し、「損害賠償責任の上限金額の設定」「建設コンサルタントの賠償責任保険制度のさらなる充実」等について検討しているほか、令和2年（2020年）11月から定期的に国土交通省と勉強会を開催し、その是非も含めた議論を重ねている。また、協会において以下 1) 2) のような検討を行っている。

1) 損害賠償責任に関する協会の主張

- ①建設コンサルタントの業務委託契約における責任について、契約図書において損害賠償責任の上限を設定する。
- ②土木設計業務委託契約にあたり、賠償責任保険への加入義務化を検討する。ただし、我が国ではまだ一般的な保険商品となっておらず、プロジェクト単位の個別保険加入対応は困難なため、損害賠償請求に関わる制度改革（賠償額上限規定設定と保険加入の義務化）への働きかけと並行して、損害賠償保険制度の整備と拡充を目指す。

2) 課題解決に向けて今後の検討が必要な事項

- ①国内外の事例調査
損害賠償の上限設定、保険加入義務化を設けている事例について、海外事例、国内事例を実態調査することが必要である。
- ②合理的な説明
損害賠償の上限設定を設定する場合、国民負担が増えるのでは説明責任を果たせないため、例えば、上限設定することで保険制度が充実し、その結果、トータルとして国民負担の軽減になるなどといった妥当性や根拠の整理が必要である。

（6）再委託に関する問題点と考え方

再委託はプロポーザル等特定後の随意契約の場合、委託額の 1/3 以内に限定されている。しかし、多くの技術領域にまたがる業務では各分野の専門家の協力が必要な場合があり、再委託の制限に関して実態に準じた形で、仕様書の見直しや運用マニュアルづくりなどが必要である。

（7）契約上のトラブルを回避するために留意すべき事項

企画委員会の契約のあり方専門委員会では、専門家を招き講演会を開催している。講演内容から、各段階において、トラブルを回避するために留意することを以下に取りまとめた。

1) 入札・契約段階

- ①業務内容・範囲の明確化
- ②想定外の費用が必要となる場合の注意点
- ③明確化できない部分は解釈の合理性

2) 履行段階

- ①設計変更の契約権者
- ②設計に必要なデータがそろわない場合の注意点
- ③指示された設計条件の適否確認
- ④発注者が詳細設計の目的を変えてしまった場合の注意点

3) 義務違反があった場合、権利を実現する手段

義務違反があった場合、権利を実現する手段としては以下の3つの方法がある。

- ①当事者間の話し合い（第三者を入れない当事者間の話し合いによる方法）
- ②調停（第三者を入れた話し合いによる方法、ADR: Alternative Dispute Resolution）
 - ・裁判所の調停
 - ・建設工事紛争審査会（建設工事の請負契約に関する紛争のみ）
- ③裁判（話し合いではなく第三者による判決に委ねる方法）

（8）今後の望ましい契約の在り方

建設生産・管理システムにおける3次元データやICTの活用等による生産性向上に向けたi-Constructionの推進、働き方改革の推進、発注者を支援する方式（CM方式、事業促進PPP方式等）やECI方式など入札契約方式の多様化、海外展開やPFI事業などへの業務領域拡大など、建設コンサルタントを取り巻く状況は大きく変化してきている。

今後は、建設コンサルタントの新たな役割を踏まえながら、上記に示すような様々な施策等を横断的に捉え、業務遂行の最も基本となる契約の望ましい姿について、FIDIC契約約款などを参考に検討を進める必要がある。

4-7-3 望ましい著作権の在り方

（1）建設コンサルタントの著作権

表4-7-2に示すように、建設コンサルタントにとって日常的に作成する報告書や図面のほとんどは著作物であり、作成と同時に自動的に発生する著作権（一般には法人著作権）は知的財産権のうち特に重要なものであるとともに、企業にとっても重要な知的財産である。

（2）標準約款の下での著作権の課題

著作権には、財産権と著作者人格権があり、著作者人格権には公表権、氏名表示権、同一性保持権がある。著作者人格権は、譲渡できない権利にもかかわらず、建設コンサルタントにとって十分に保護された権利とはいえない状況にある（表4-7-3）。

表 4-7-2 建設コンサルタントの著作物

著作権法における著作物	建設コンサルタントの著作物	著作権法の該当条文
言語の著作物	報告書、企画書	第10条
美術の著作物	イメージパース	同上
建築の著作物	設計した構造物等	同上
図形の著作物	地図、設計図面、図表、模型等	同上
映画の著作物	ビデオ等	同上
写真の著作物	写真、CG	同上
プログラムの著作物	プログラム	同上
編集著作物	編集物	第12条
データベースの著作物	データベース	同上の2

表 4-7-3 標準約款における著作権の帰属

著作権		発注者		受注者		標準約款
財産権	複製権、上演権・演奏権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利、映画の著作権の帰属	○ (*)	受注者から発注者へ無償譲渡	△	発注者の承諾を条件に使用又は複製できる	同1項／第4項
著作者人格権	公表権	○	受注者の同意推定により受注者の承諾なく自由に公表できる	△	発注者の承諾を条件とする	第6条／第2項、第4項
	氏名表示権	△ (*)	著作者の氏名変更の場合には受注者の承諾を必要とする	○ (*)		同2項
	同一性保持権	△ (*)	当該著作物の利用目的実現のための改変に受注者は同意する(利用目的外の場合には事前に受注者の同意が必要)	○ (*)		同3項

注) ○：基本的に帰属、△：相手方の承諾、同意が必要 (＊)：成果物が著作物の場合

一方、令和2年(2020年)4月1日施行の意匠法改正により、建築物(土木構造物含む)の外観・内装のデザインが新たに意匠法の保護対象となったことから、標準約款(第8条の2)において、受注者が意匠登録を行う場合や意匠登録を受ける権利及び意匠権の譲渡に関する規定が設けられた。著作権についても下記(3)に示す望ましい在り方について検討し、標準約款第6条(著作物の譲渡等)の改正に向けて取り組んでいく必要がある。

(3) 望ましい著作権の在り方

建設コンサルタントが担う業務は、これまでの発注者の補助的役割・立場から、発注者のパートナーとして社会資本整備における重要な役割を担い、専門的見地から各種成果を提供するものである。標準約款では著作権は無償で譲渡すると規定するのみで建設コンサルタントの知的財産に対する条文上の手当てが欠如しており見直しが必要である。

4-7-2(5)に前述した国土交通省との勉強会において、標準約款における著作権の課題と解決の方向案を提示(表4-7-4)している。勉強会を通じて、国土交通省と問題点に関する共通認識を図るとともに、業務実態と調和し、かつ、わかりやすい標準約款に改正されるよう働きかけていく。

表 4-7-4 標準約款における著作権の課題と解決の方向案

(1) 成果物の著作権について、その全部又は一部を受注者に留保する内容へ変更 ✓ 著作権を発注者に無償で譲渡するとの規定は、コンサルタント業務の業務実態と乖離している。実態に合うよう見直されるべき ➡ 著作権の全部又は一部を受注者に留保する内容に変更しうえて、発注者に利用権を付与するよう条文を変更するのが望ましい
(2) 著作者人格権を独立の条文とし、受発注者の権利義務を明確化 ✓ 約款は、利用者にわかりやすいものであるべき ✓ 現標準約款は、著作物と非著作物の混在、著作権(財産権)と著作者人格権の混在という観点で、権利義務を読みとることがむずかしい ➡ 著作者人格権は譲渡できない性質。「著作者人格権の制限」という形で独立した条文で規定するのが望ましい

1) 財産権の譲渡の見直し

建設コンサルタントの成果には、第三者の著作物を成果物の一部に利用する場合や別業務で実施した業務成果の一部を成果物の一部に利用する場合がある。たとえば、成果物において学会論文等公開された技術資料、書籍の一部、地図、航空写真など、第三者が著作権を有する著作物を権利処理した上で一部利用する場合でも、標準約款の規定によれば、すべて無償で発注者に譲渡することになるが、これでは権利を留保すべき正当な第三者の著作権と権利の帰属について矛盾が生じる。

また、別業務で実施した業務成果を一部改変のうえ成果物の一部に利用することも、標準約款の規定によれば業務成果は全て無償で発注者に譲渡されるため、自社の業務成果であっても原則として利用することはできない。

標準約款の規定内容は現実の業務実態と齟齬が生じるところがあり、財産権を一方的に譲渡するのではなく、発注者の利用権を付与するよう条文に変更することが望ましいと考える。

2) 業務成果発表等における受注者権利の適正な行使

成果物の著作権を発注者に譲渡した場合、公表する意思決定は事実上発注者に委ねることになるが、受注者である建設コンサルタントとして、発注者の承諾を取りつつ、技術力や実績を積極的にアピールしていく必要がある。たとえば、構造物の銘板への技術者名の明記は、技術者のやりがいの創出の効果があり、建設コンサルタントの魅力発信のほか担い手確保に繋がる活動であると考えられることから、積極的に運用されることが望まれる（技術者名の明記にあたっては、明記の可否について当該技術者への確認が必要）。

3) 著作者人格権

建設コンサルタントの成果や業務活動を通して得た知見は知的財産である。建設コンサルタントの知的財産への認識は改善されつつあるものの、他産業に比べてまだまだ低いと考える。成果がアイデアや手法ならば特許で保護し、その具体的実現方法としてプログラムが必要ならば、これを開発し、著作権で守るといった知的財産の保護行動が求められる。必要最低限の保護措置は、標準約款やガイドラインなどで明らかにするとともに、企業としても対策を講ずる必要がある。

4-7-4 責任保険制度の確立

(1) 責任保険制度の概要

標準契約約款の策定を受けて発足した損害賠償責任保険制度（正式名称「建設コンサルタント賠償責任保険」以下「建コン賠」という。）では、財物損壊等に対する一般的な危険を担保するほかに、使用目的に支障を来す場合も担保危険の範囲とする建設コンサルタント業務特別条項を規定している。

(2) 運用実態

1) 加入状況

近年、加入会社数は伸び悩み、平成26年（2014年）から190社台で推移している。加入率は、令和4年（2022年）4月会員企業数498社に対し、39.2%である。保険制度の加入会社数の推移と加入状況については表4-7-5～表4-7-6のとおりである。

表4-7-5 保険制度
加入会社数の推移

	加入 会社数	伸び率
1998.3	164	
1999.3	174	6.1%
2000.3	178	2.3%
2001.3	186	4.5%
2002.3	184	-1.1%
2003.3	187	1.6%
2004.3	186	-0.5%
2005.3	184	-1.1%
2006.3	180	-2.2%
2007.3	186	3.3%
2008.3	178	-4.3%
2009.3	180	1.1%
2010.3	180	0.0%
2011.3	181	0.6%
2012.3	180	-0.6%
2013.3	184	2.2%
2014.3	190	3.3%
2015.3	191	0.5%
2016.3	190	-0.5%
2017.3	194	2.1%
2018.3	195	0.5%
2019.3	191	-2.1%
2020.3	191	0.0%
2021.3	191	0.0%
2022.3	195	2.1%

表4-7-6 保険制度加入状況

（2022年3月31日現在）

保険限度額	契約内容				加入社数	構成率
	設計のみ	設計+地質	設計+測量	設計+地質 +測量		
10億円	-	2	-	2	4	2.1%
5億円	-	2	2	1	5	2.6%
3億円	3	4	-	1	8	4.1%
2億円	-	5	-	3	8	4.1%
1.5億円	-	-	1	1	2	1.0%
1億円	11	17	5	17	50	25.6%
7千万円	-	1	-	1	2	1.0%
5千万円	20	15	7	18	60	30.8%
4千万円	1	-	-	1	2	1.0%
3千万円	9	9	4	9	31	15.9%
2千万円	4	3	2	3	12	6.2%
1千万円	7	-	2	2	11	5.6%
合計	55	58	23	59	195	100%

表4-7-7 保険支払件数・金額推移（金額単位：千円）

支払年	件数	支払金額	支払年	件数	支払金額
1999	1	7,000	2011	15	259,483
2000	7	74,962	2012	16	498,793
2001	10	105,794	2013	18	420,189
2002	14	282,841	2014	16	201,695
2003	18	265,412	2015	12	247,641
2004	12	120,926	2016	11	391,130
2005	17	187,349	2017	7	236,461
2006	19	278,299	2018	8	215,076
2007	19	302,851	2019	4	275,464
2008	28	512,929	2020	3	72,938
2009	15	180,988	2021	6	164,222
2010	18	377,622	2022	2	157,005
			合計	296	5,837,070

注）2022年3月31日現在。この他調査中の案件あり。1件当たりの支払金額：19,720千円

2）保険事故の発生状況と保険収支

保険事故の発生件数と支払金額は、表4-7-7のとおりである。平成25年（2013年）以前は、損害率 $\{（支払保険金＋未払保険金）\div 保険料収入\}$ が100%以上となる年度が発生し、損益分岐点でもある予定損害率（65%）を上回る年度も生じたため、保険収支は厳しい状況にあった。

近年の傾向として、保険金支払件数及び保険金支払金額が減少しており、保険収支はやや改善傾向にある。

3）品質確保に向けた官庁の動向と建コン賠の必要性

国土交通省では設計業務の品質確保のため、発注者としての役割を果たす取組みを進めている。

したがって、受注者は品質確保がますます重要となり、発生する可能性のある契約不適合等の「リスク移転の手段」として、建コン賠の必要性がより一層高まるものと考えられる。

（３）安定的な制度運営に向けて

１）建コン賠制度の改定

保険収支が厳しい状況下であった平成 26 年（2014 年）3 月に、保険料の改定を実施したが、近年、保険収支が改善傾向を示したことから、令和 2 年（2020 年）3 月に以下のとおり緩和する制度改定を実施した。

①保険料水準の引下げ

保険金の支払いを受けた会社に対して、保険料割増係数を一部引下げる。

②保険加入条件の緩和

保険金の支払いを受けた会社に対して、翌年度の必須加入条件（縮小支払割合 80%及び高額自己負担額の設定）の適用期間を 5 年から 3 年に短縮する。

２）保険制度説明会の実施

保険制度への加入企業の増加は収支改善のためにも、保険制度の存続のためにも必要である。

毎年協会では、本部と支部との共同開催による制度説明会等を通じて、未加入企業に対し加入が望まれる背景とそのメリットを訴え、引き続き保険加入企業の増加を推進する。

３）第三者賠償補償制度の導入

建設コンサルタントが各種調査業務に当たり発生した偶発的な事故により、第三者の身体や財物に損害を与え法律上の賠償責任が発生した場合、その責任額を補償する第三者賠償補償制度が平成 20 年度（2008 年度）に会員企業を対象に導入されている。

４）PFI・DB向け特約保険制度の導入

標準契約約款に該当しない PFI 契約や DB 契約などはこれまで建コン賠制度の対象外であった。加入企業の要望を受けて、平成 31 年（2019 年）3 月から特約保険として導入を実施した。特約保険の加入会社数は 36 社（令和 4 年（2022 年）3 月 31 日現在）となっている。

（４）制度改善の方向性

１）責任範囲の明確化

複雑化し多様化する業務の特性（請負型業務又は委任型業務）に応じ、発注者と建設コンサルタントの責任範囲の線引きを行う取組みを目指している。

２）保険てん補対象業務の見直しと明確化

協会では、保険加入の魅力を高める方向で保険てん補対象業務の見直しとともに、対象範囲の定義の明確化を継続して行う。

３）保険加入の義務化

協会では、保険制度の必要性と活用に対する発注者側への理解を進め、我が国の建設コンサルタント契約において、損害賠償責任保険加入を義務付ける働きかけの継続が今後必要である。

4-7-5 建設コンサルタントの法的制度の制定に向けて

(1) 建設コンサルタント登録規程改正

建設関連業の今後の在り方について、国土交通省において『建設関連業検討会』（座長：小澤一雅東京大学大学院教授、平成20年（2008年）12月～平成22年（2010年）3月）が開催され、建設コンサルタント登録規程の改正準備を経て、平成23年（2011年）3月14日付けで改正された。建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針も改正が行われ、令和元年（2019年）9月14日改正のものが最新となっている。

(2) 建設コンサルタントの取組み

建設コンサルタント登録制度の地方公共団体への活用促進の働きかけの強化、また、長期的には法制化を念頭にした議論・検討を進めている。

1) 登録制度の活用促進

既に制度化されている建設コンサルタント登録規程を更に有効に活用することが必要であるといえる。参考までに、地方公共団体（都道府県・政令指定都市）における登録制度の活用実態について、入札参加資格審査段階での活用状況を図4-7-3に示す。

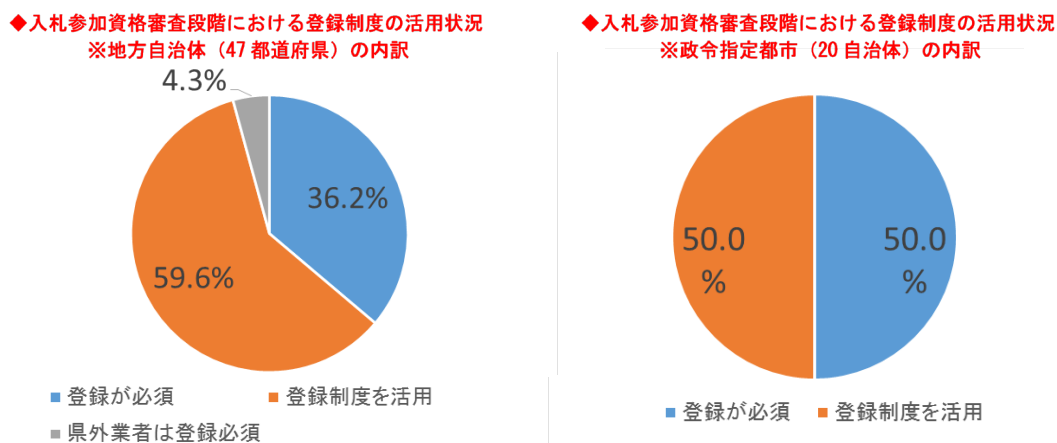


図4-7-3 令和元年度 地方公共団体（都道府県・政令指定都市）

入札参加資格審査段階における登録制度の活用状況

2) 法制化に向けて

建設コンサルタントの職業を法律により明確に位置付けることは、国土の発展に大いに貢献できるものとする。法制化に当たっては、建設コンサルタント技術者の備えるべき能力を要求事項として明記するなど、職業領域、資格要件等を定め、成果の品質を高いレベルで維持する仕組みを用意することが必要である。

これらを踏まえ、建設コンサルタントの法制化については、短期的な実現は難しいが、継続的に議論、検討を進め、その実現化を目指して取り組んでいる。

4-7-6 電子成果品の原本性確保

電子成果品の原本性確保を担保するためには、従来の手書きの署名といったアナログ的手法ではなく、今後は電子署名のようなデジタル的手法が望ましい。また、リスクマネジメントや成果品の公共財としての管理の観点から中立的な第三者保管管理機関の存在が不可欠となる。一方、BIM/CIMの進展に伴い、ルールや運用がこれからも変更されていくため、今後の動向に注視する必要がある。

(1) 電子納品の現状

国土交通省では、平成13年度（2001年度）から電子納品が開始され、業務は開始当初から全ての案件がその対象となった。現在、業務成果の電子納品は要領・基準類に則り、国土交通省の各事業で、一般土木、電気、機械の各分野にわたり広く実施されている。一方地方自治体にも普及しており、一般化の領域に入った状況である。

(2) 現状における課題

1) 電子成果品の原本性確保

a) 原本性確保の必要性

電子納品の定着に伴い電子成果品（データ）の利用が一層盛んになることが予想され、受発注者双方での円滑な利活用及び成果品利用に伴う契約不適合・損害賠償責任、更には違法行為の判定といった法的対応の面から、原本性の確保が重要になる。

b) 今後に向けての電子納品の状況

現在の国土交通省での電子納品の運用では、納品する電子データを格納した CD-R 等の表面に受発注者双方が署名することによって原本性を確保している。

技術的には多くの仕組みが開発されており、法的にも平成13年（2001年）から電子署名法が施行され、「電子署名」の技術は法的にも認められることとなった。今後は、電子成果品に対してもこれらのデジタル的な技術・手法を適用していくべきと考えられる。国土交通省等においても、効率化のための近年の取組みとして、「国土交通省インフラ分野のDX推進本部」を設置して各種検討を行うとともに、Web会議やオンラインでの納品、電子契約を取り入れる方向にある。

オンラインの電子納品について、「オンライン電子納品実施要領(国土交通省)」の初版が令和3年（2021年）10月に発行され、工事での運用が開始されている（業務は当面对象外）。

また静岡県においては、測量設計業務を対象に令和3年度（2021年度）に試行が実施されている。

このような状況の中で、今後の動向を注視しておく必要がある。

c) 原本性確保に向けた対策（案）

今後の建設コンサルタント業界のなかで、成果品の電子化を推進し、その利活用の効果を最大限に発揮させるためには、前述の技術的な側面と合わせて運用の観点からも対策が必要であり、

そのためには第三者による中立的保管管理機関（図 4-7-4）の存在が不可欠である。

近年のクラウド技術の発達、その急速な普及などの状況を考えると、中立的な立場で適切に成果品を管理し、必要に応じてデータの閲覧を可能とし、更には将来のオンライン電子納品も可能にすることを視野に入れると、インターネット上に存在するクラウドサービスの形態になるものと考えられる。

また国民の視点に立った場合、公共事業の成果品は公共財であると位置付けられ、それらが長期にわたって統一的に保存される、というメリットが得られることは非常に重要であると考えられる。

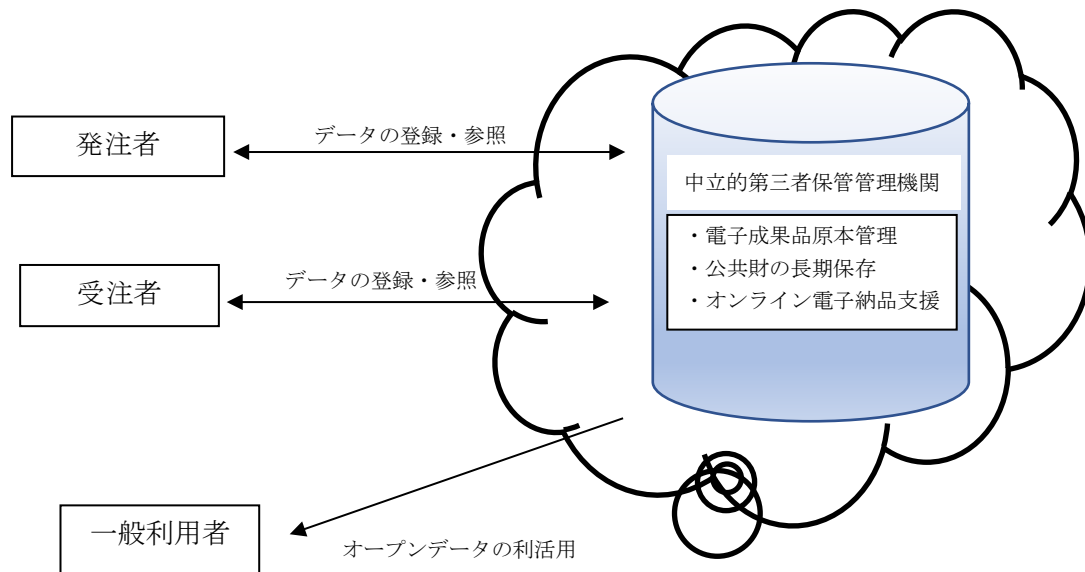


図 4-7-4 新社会機能（インフラ）としての保管管理機関のイメージ

2) BIM/CIM への対応

国土交通省では、3次元モデルを納品する際に適用される「BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）及び同解説」の初版が令和2年（2020年）3月に発行され、今後3次元モデルの納品が徐々に増加していくと考えられる。

3次元モデルは従来のCADデータ等と違い、容量が非常に大きくなり、この大容量のデータを円滑に扱うための新たなルール作りが必要とされている。